

## 大規模災害等発生時の児童引き渡しマニュアルについて（お願い）

前回、本マニュアルを配付して約1年が過ぎました。そこで改めて大規模災害等発生時の児童引き渡しについて、共通理解を図るため改めて下記マニュアルを配付します。

つきましては、大変お手数ですが、本マニュアルをご確認の上、新たに「引き渡しカード」を作成し、緊急時の引き渡しについてご確認いただくとともに、4月末までに、すべての引き取り登録者に「引き渡しカード」を渡していただきますようお願いいたします。

### 記

## 大規模災害等発生時の児童引き渡しマニュアル（保護者用）

### 1 「緊急時引き渡しカード」（別紙）の作成・携帯について

安全かつ確実な引き渡しのために、引き渡しカードを使用して引き渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

- ① 引き取りに来られる方（引き取り登録者）を決めてください。
  - ※「児童生活環境調査票」に記載されている方を記入してください。
  - ・引き取り登録者の①番には、保護者を登録してください。
  - ・引き取り登録者の②番以降は、1番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者（保護者・親族、その他引き取りをお願いできる方等）を登録してください。できるだけ④番まで引き取り登録者を記入してください。
  - ・保護者以外の引き取り者は、お子さんが確認できる方をお願いします。
- ② 「引き渡しカード（携帯用）」は、押印後、切り取られて、それぞれの引き取り者に渡すとともに、急なメールに対応できますようお願いいたします。引き渡し時に必要になりますのでお持ちください。

### 2 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

### 3 保護者引き渡しについての連絡手段

#### （1）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

#### （2）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童生徒等を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。  
「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校くださるようお願いいたします。

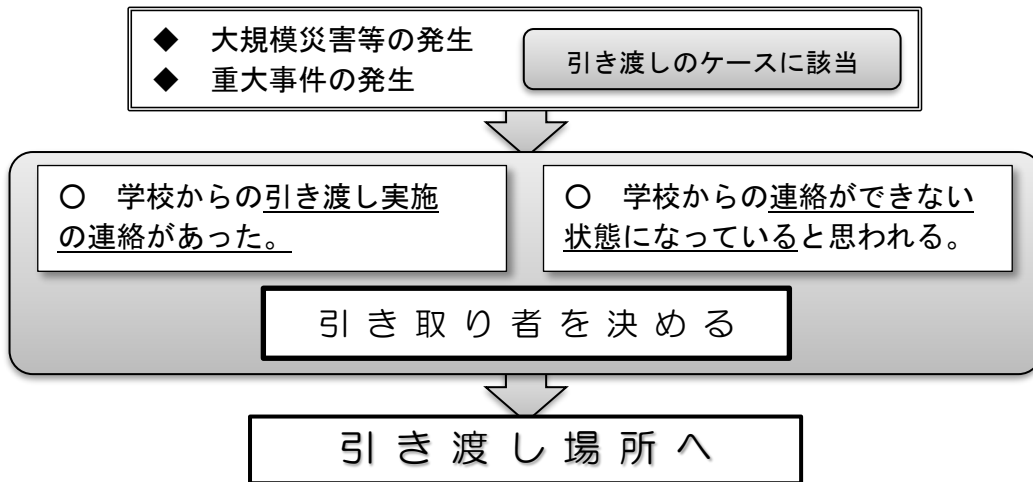
### 4 引き渡し場所

#### （1）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。被害状況等により、引き渡し場所を、運動場・体育館・学級から指定します。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（天神山）を引き渡し場所とします。

(2) 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で児童に危害が及ぶ恐れがあるとき  
原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

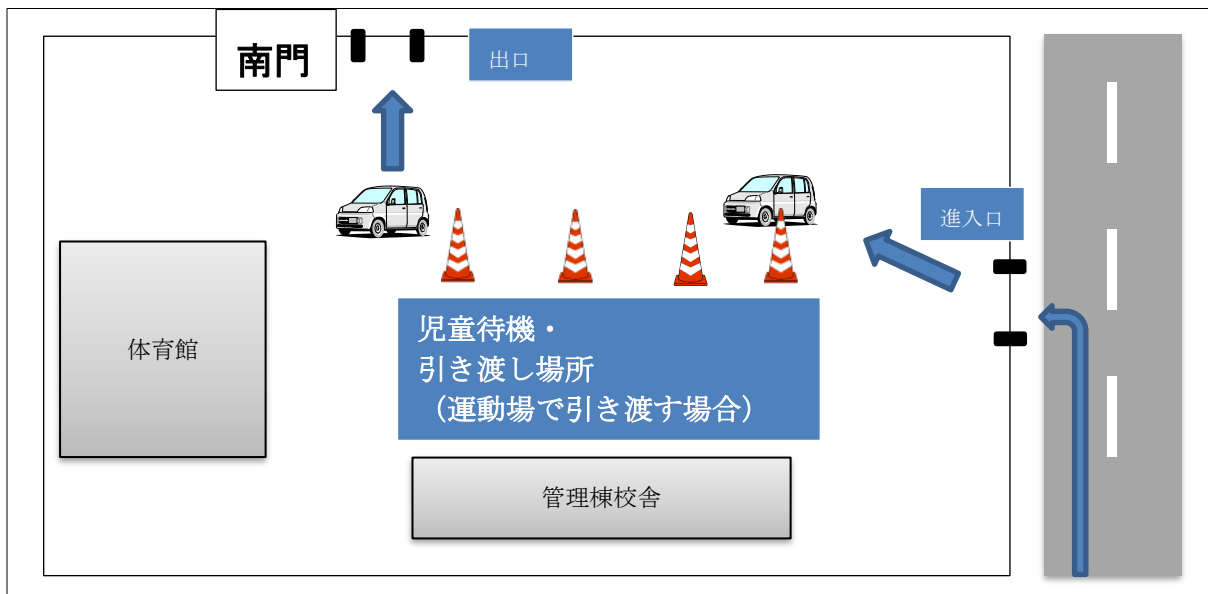
## 5 引き渡しの手順



### (1) 受付

運動場（または体育館・各学級）の該当学級の列に並んでください。

#### 「学校への進入方法」



### (2) お子さんによる確認

教職員に、「引き渡しカード（携帯用）」を渡し、「〇〇の（父・母）です。」等と告げてください。「引き渡しカード」を忘れた場合は、運転免許証等を提示いただき、引き取り者の確認をします。

### (3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

### (4) 次のお子さん【兄弟姉妹】の引き取り

お子さんを連れて、次の学級の列に並び、同様の手順でお子さんを引き取ってください。

### (5) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにします。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。